

(昭44蔵令1・全改、昭45蔵令62・昭46蔵令81・平14財令2・令2財令73・一部改正)

書 目 通 覽 在 現 存

學 堂 學 生

区分及び 債権の 種類	本年度現在額										備考
	一般						徴収停止分		総合計		
	本年度発生債権分 履行期限 到来額	履行期限 未到来額	計	前年度以前発生債権分 履行期限 到来額	履行期限 未到来額	計	合 計	本年度発生債権分 前年度以前発生債権分		合計	
							年 月 日				
							主任歳入徴収官等又は歳入徴収官等代理 官職氏名あて				
							分任歳入徴収官等又は歳入徴収官等代理 官職氏 名				
							年 月 日				
							各省各庁の長あて 主任歳入徴収官等又は歳入徴収官等代理 官職氏 名				

備考 1 用紙の大きさは、適宜とする。

2 この通知書には、次の各号に掲げる区分を設け、それぞれ当該各号に掲げる債権の現在額を計上するものとする。

イ 歳入 歳入金に係る債権

ロ 歳入外 歳入金に係る債権以外の債権でハ及びニに掲げるもの以外のもの

ハ 積立金 積立金に属する債権

ニ 資金 資金（積立金を除く。）に属する債権

3 勘定のある特別会計にあつては、前号の区分をさらに勘定別に区分するものとする。

4 一般分の欄には、法第21条第1項又は第2項（徴収停止）の措置をとった債権以外の債権の現在額を、徴収停止分の欄には、同項の措置をとった債権の現在額を、それぞれ計上するものとする。

5 必要があるときは、この書式に定める事項以外の事項の欄を付け加えることができる。